

バリアフリーについて

バリアフリーとは、高齢者や障害者等が生活していく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)することで、大きく4つのバリアがあると言われています。

物理的なバリア  公共交通機関、道路、建物などにおいて、利用者に移動面で困難をもたらす物理的なバリアのこと。	文化・情報面でのバリア  情報の伝え方が不十分であるために、必要な情報が平等に得られないバリアのこと。
制度的なバリア  社会のルール、制度によって、障害のある人が能力以前の段階で機会の均等を奪われているバリアのこと。	意識上のバリア  周囲からの心ない言葉、偏見や差別、無関心など、障害のある人を受け入れないバリアのこと。

大津市では、このようなバリアをなくすため、バリアフリーの法律に基づき、平成23年3月に「大津市バリアフリー基本構想」を作成し、「JR 大津駅・京阪びわこ大津駅」周辺と「JR 膳所駅・京阪膳所駅」周辺の2地区を重点整備地区に位置付け、バリアフリー化の取組を進めてきました。

新たなバリアフリー計画の策定について

現行のバリアフリー基本構想が、今年度に終期を迎えることから、これまでの法律の改定等も踏まえ、市全域のバリアフリー化の方針等を定める「大津市移動等円滑化促進方針(マスタープラン)」の策定と、マスタープランに基づき一定の区域内でバリアフリー化の事業を一体的に行うための「大津市バリアフリー基本構想(実行計画)」を改定する予定です。

計画の作成にあたっては、道路や鉄道、バスなどの交通施設、その他身近な生活施設をご利用される**高齢者や障害者等のご意見を参考に**、作成します。

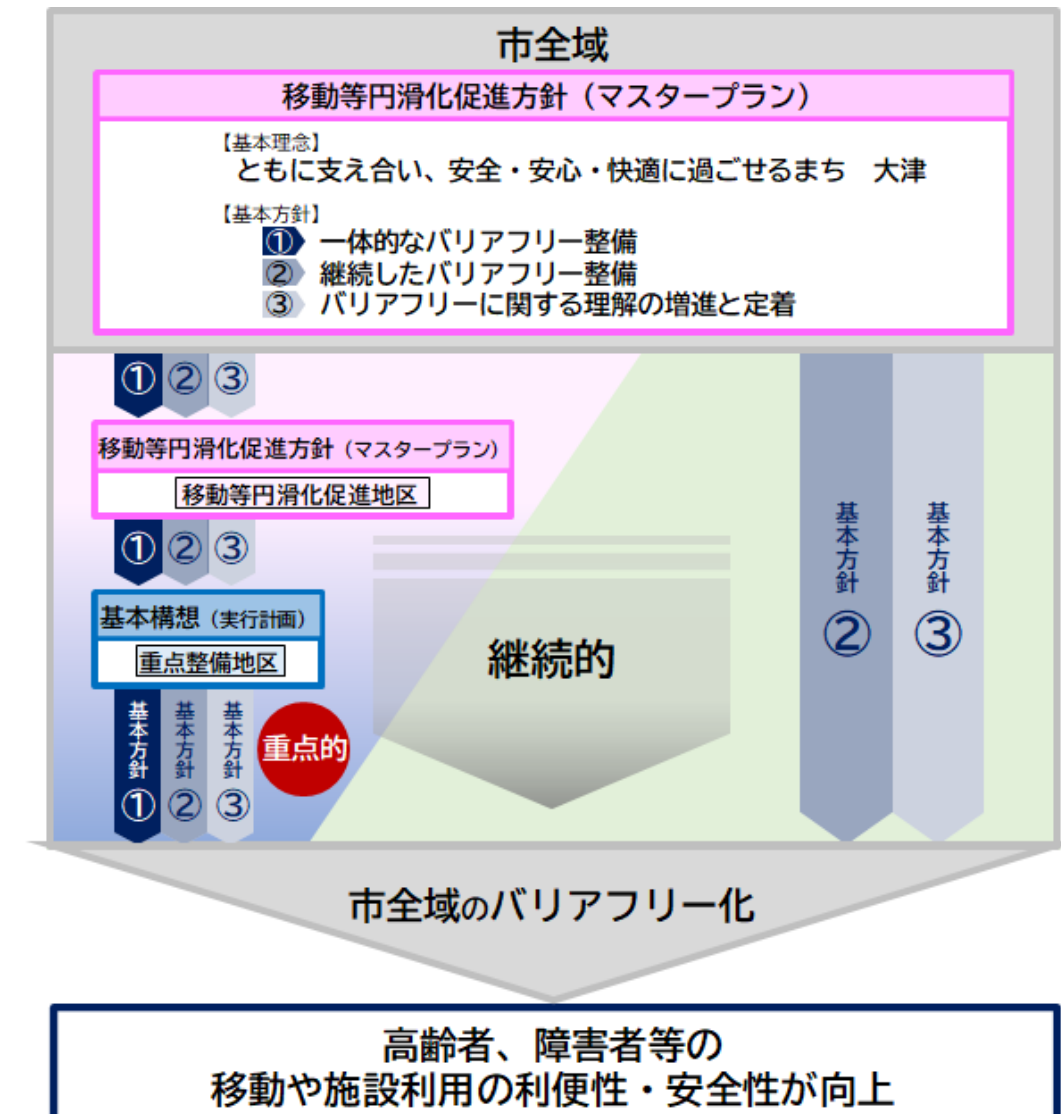
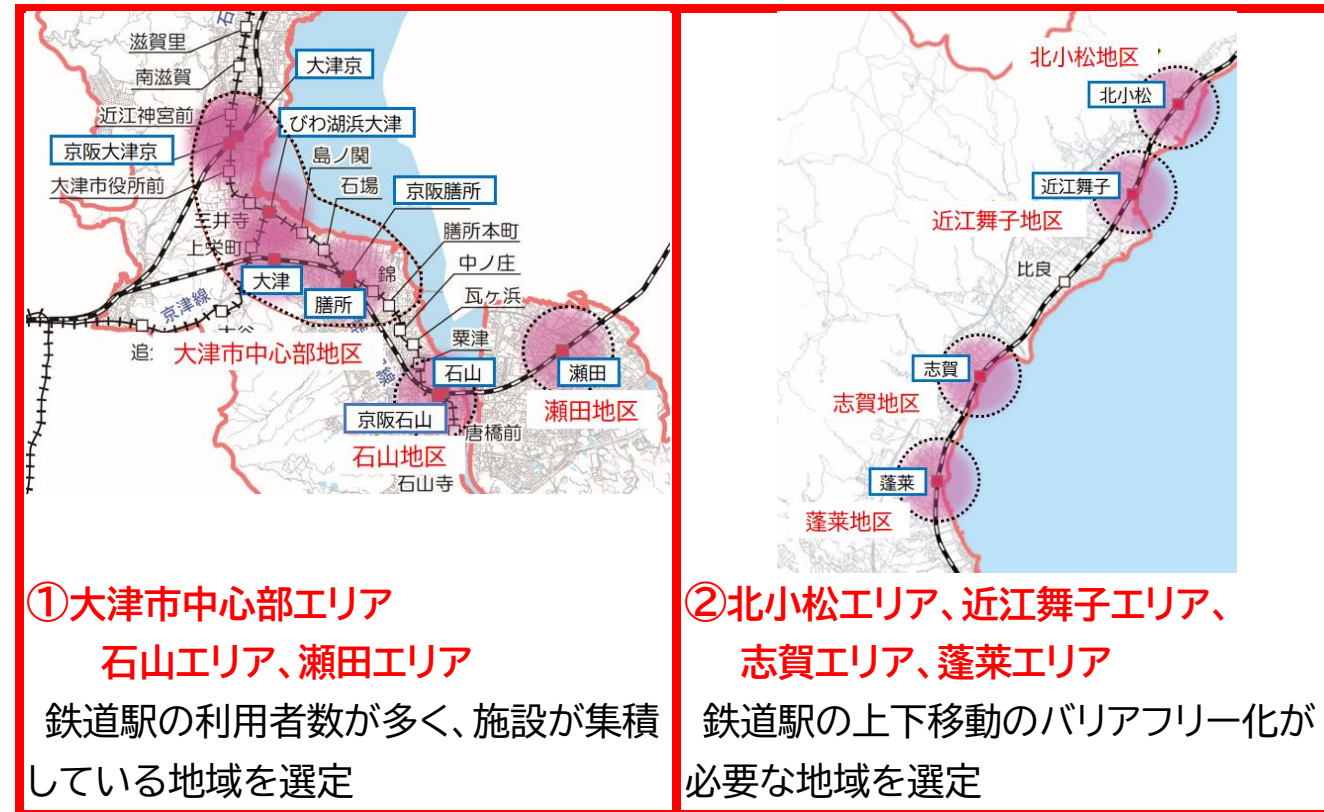


図:新たなバリアフリー計画の構成と目的

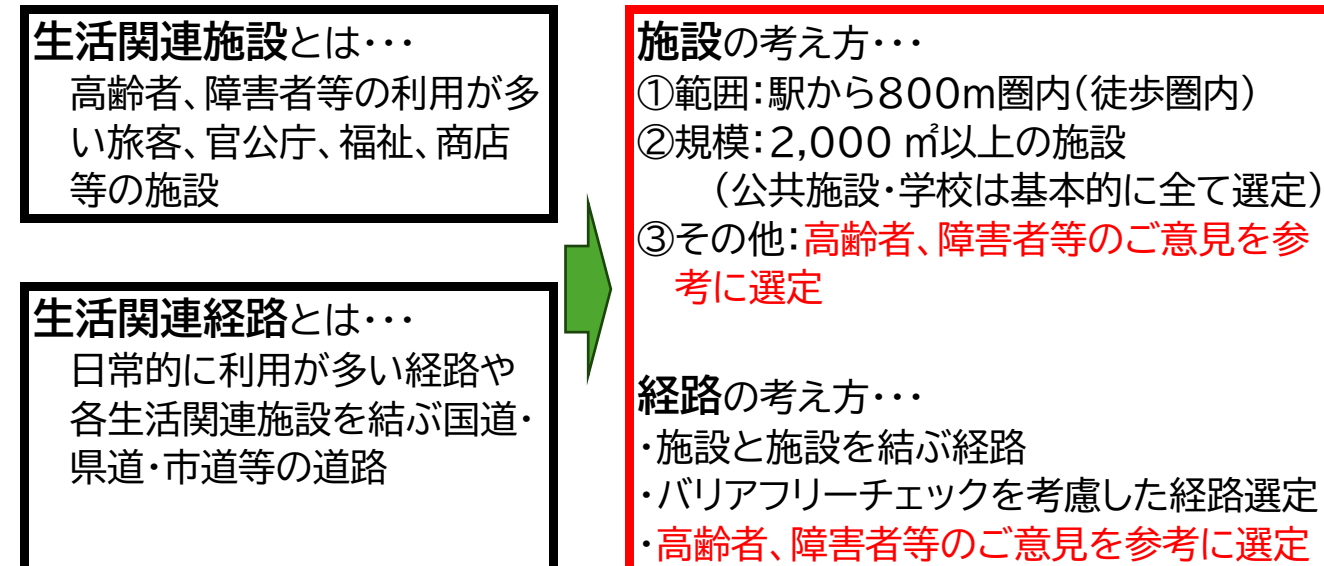
■移動等円滑化促進地区について

大津市内の鉄道駅 40 駅の周辺地区から、特に、バリアフリー化が必要な 7 地区 (13 駅)を選定しました。

※ 駅の利用者数や上下移動の必要性など、9 項目の評価指標による点数評価



選定した 7 エリア(13 駅)の移動等円滑化促進地区においては、「生活関連施設」「生活関連経路」を設定し、それらを含む区域を設定します。



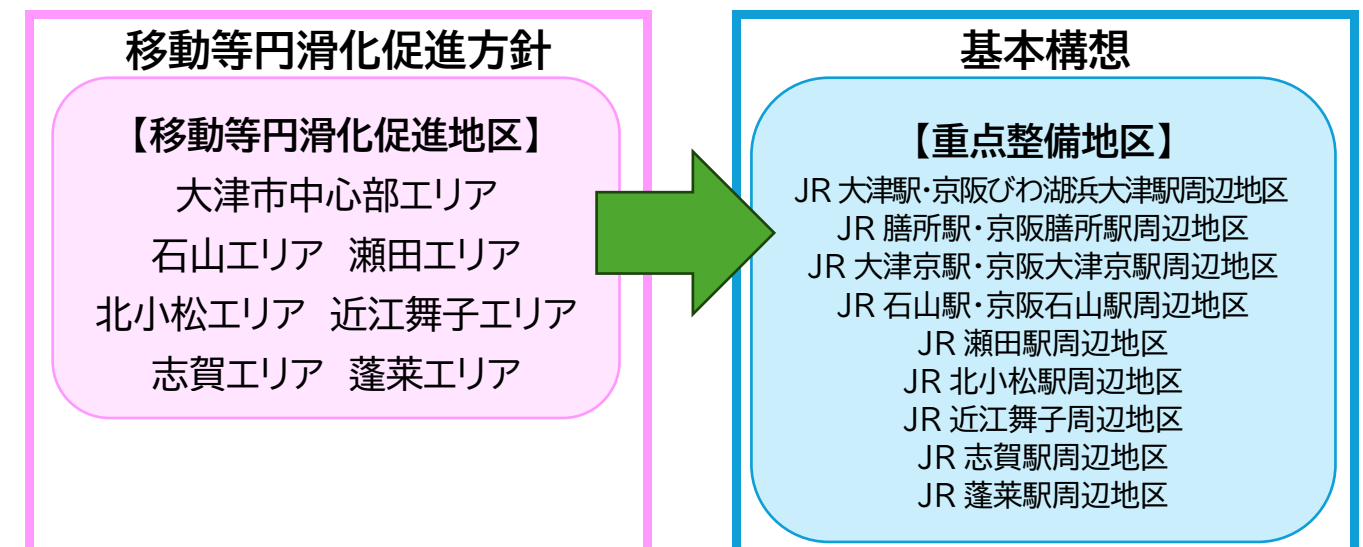
■生活関連施設と生活関連経路の設定イメージ



■重点整備地区について

移動等円滑化促進地区の中で、各施設の設置管理者と協議が整い、バリアフリー化に向けた事業を推進できる地区を重点整備地区に位置付け、地区ごとに「基本構想」を策定します。

重点整備地区では、各施設の設置管理者がバリアフリー化の事業を定めた「特定事業計画」を策定し、特定事業計画に基づきバリアフリー化の事業を実施します。



一体的なバリアフリー整備について

現行のバリアフリー基本構想においてまちのバリアフリー化が進みましたが、バリアフリーチェックの結果、一様でない基準や規格の歩道となっている箇所もありました。次期バリアフリー基本構想では、整備の考え方を以下のとおり整理しました。

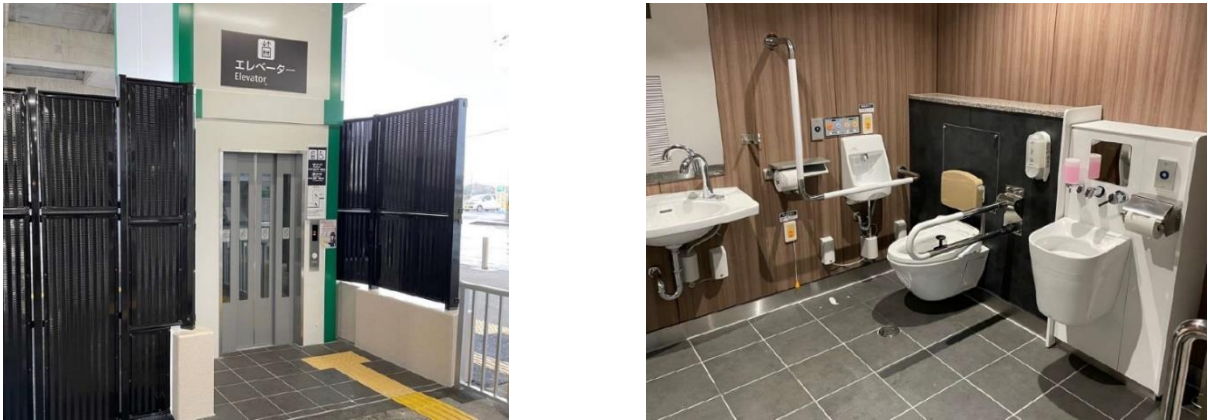
①生活関連経路の整備の考え方

全体的な考え	一体的なバリアフリー整備を展開し、 わかりやすく・安心して歩ける道路
ア 歩道	- 歩道の構造がマウントアップ形式の箇所については、可能な限り勾配を緩和した形で整備（歩道整備や拡幅）。 - 段差や勾配の大きな箇所・凹凸のある箇所については部分的に補修。 - グレーチングの網目が大きいものは細目に取り替える。 - 植栽や看板、自転車等により歩道が歩きにくい場所は適切に排除。 - 視覚障害者誘導用ブロックの設置が必要な箇所や、設置済みでも損傷している箇所を現在の JIS 規格に適合するように整備。 - 視覚障害者誘導用ブロックの整備に併せて、舗装を改修。  勾配の大きな箇所の改善  凹凸のある箇所の改善  網目が大きい箇所の改善  損傷したブロックの改修  規格外のブロックの改修  規格外のブロックの改修

イ 歩道のない道路	歩行者の安全確保に向けた歩行空間の明確化等。  歩行者空間の明確化の例  歩行者空間の明確化の例
ウ 交差点	歩行者用信号の設置や音響信号や青時間延長ボタンの設置。  歩行者用信号（音響信号）の例  青時間延長ボタンの例

②生活関連施設の整備の考え方

施設については、基準に沿った一体的な整備を目指します。また、**利用者の意見に沿った整備も必要と考えています**。整備内容や時期について、施設設置管理者と十分に協議し、特定事業の設定を行います。



JR 比良駅の整備完了写真

※バリアフリー整備は、各省令で定められた基準に適合するよう実施します。

これまでの利用者・住民参加の取組について

大津市では、これまでバリアフリーについて地域の障害者や高齢者等の意見を把握するため、以下の取組を行ってきました。今後も各種団体等への聞き取りを実施し、利用者の意見を反映した実効性のある計画となるよう取り組みます。

●まち歩き(現地点検)(合計 2 回)

バリアフリー推進協議会の構成員等が実際に現地を点検し、様々な目線でどのようなバリア(段差等)があるか、どのような経路で移動しているか(移動の実態)を把握するために実施しました。

第 1 回:令和 5 年 12 月 20 日 10 時～12 時(参加者 12 名)

JR 大津京駅周辺の施設と経路

第 2 回:令和 6 年 8 月 19 日 10 時～12 時(参加者 17 名)

皇子が丘公園体育館、皇子が丘公園



●関係団体への聞き取り(合計 11 回)

障害者団体 計 6 回

高齢者団体 計 2 回

市民団体 計 3 回



●基本構想説明会(合計 8 回)

障害者団体 計 1 回

高齢者団体 計 1 回

市民団体 計 6 回



得られた意見について…

- ・避難時の経路についても考慮してほしい
- ・銀行等の利用が多い
- ・駐車場やトイレに関する要望が多く得られた
- ・障害の特性に応じた整備を考えてほしい
- ・バリアフリーに対する意見を伝える場がない
- ・説明資料をわかりやすくしてほしい

各団体より提供いただいた事項…

- ・各駅を車イスで調査した内容の提供
- ・団体の広報誌にバリアフリーに関する意見の呼びかけを実施
- ・団体の啓発活動(移動に関する)についての情報提供

心のバリアフリーについて

様々な特性をお持ちの方が、より安心して日常生活や社会生活を送るためには、施設の整備(ハード面)だけではなく、様々な特性による困難を理解し認識すること(ソフト面)が重要であると考えます。こうした、「正しい理解」や「意識の醸成」等を広く浸透させていくことが、心のバリアフリーにつながります。

大津市は、「心のバリアフリー」の取組を推進するため、「バリアフリーに関する理解の増進と定着」を基本方針に定め、ソフト面の取組も積極的に進めていきます。

心のバリアフリーの取組(例)



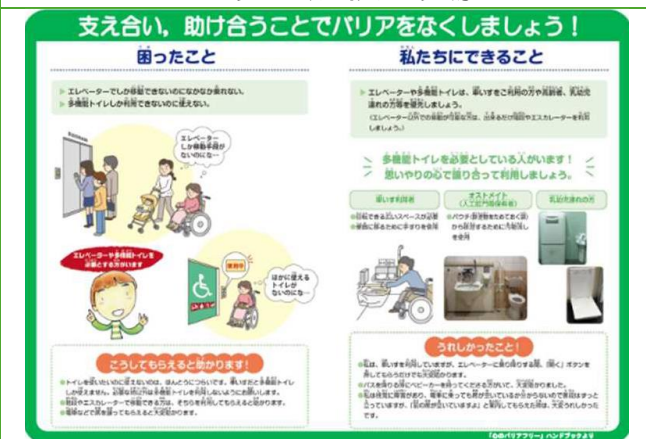
バリアフリー教室の開催



まち歩き点検の実施



シンポジウム・セミナーの開催



広報・啓発活動

■■■ お問合せ先 ■■■

大津市役所 建設部 地域交通政策課 担当:辻・加治

TEL:077-528-2736 FAX:077-521-0427

メールアドレス:otsu1801@city.otsu.lg.jp

※本資料には UD(ユニバーサルデザイン)フォントを利用しています。